

議案第68号

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月13日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

1 損害賠償の相手方
壱岐市芦辺町 法人

2 損害賠償額 89,997円

3 損害賠償の理由

令和4年9月29日午前9時30分頃、壱岐市芦辺町内の小学校の学校園において、学校職員が除草作業を行っていたところ、刈払機の刃に当たった小石が道路を挟んだ向かい側の駐車場に止めてあった損害賠償の相手方の法人車両のリアガラスに当たり損傷させた。

(提案理由)

損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要がある。